

議員提出議案第11号

葛飾区議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年6月23日

提出者	12番	齊藤大介	19番	小林ひとし
	20番	かわごえ誠一	22番	筒井たかひさ
	23番	梅沢とよかず	24番	高木信明
	28番	細木まこと	31番	中村しんご
	32番	清水こういち	33番	小山たつや
	38番	米山真吾		

葛飾区議会議長 伊藤 よしのり 殿

(提案理由)

葛飾区情報公開条例の改正に伴い、保有個人情報の定義を改めるほか、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年葛飾区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「。以下「情報公開条例」という。」を削り、「する情報」を「する公文書」に改め、同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、」を「若しくは報酬若しくは」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

付 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第2条第4項の改正規定（「以下「情報公開条例」という。」を削る部分に限る。）並びに同条第10項、第12条第5項、第17条第1項及び第2項、第18条第1項及び第2項、第27条第2項、第31条第2項、第32条第3項、第38条第1項及び第2項、第39条第3項、第47条並びに第48条の改正規定は、公布の日から施行する。